

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆さんへ

国・東京都の支援策

国

経済産業省 事業継続のための給付金…持続化給付金

対象 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが前年同月比で50%以上減少している事業者・個人事業主

支給額 昨年1年間の売上げからの減少分

※上限額：法人200万円、個人事業主100万円



▲持続化給付金オンライン申請

申請方法

①オンライン申請（メールアドレスが必要）

②窓口申請：羽村市商工会で申請をサポート

問合せ 持続化給付金事業コールセンター

☎0120-1115-570（土曜日、祝日を除く午前8時30分～午後7時）

都

東京都緊急事態措置の休業等事業者への協力金…感染拡大防止協力金（第2回）

対象 5月7日～25日の緊急事態措置期間中に、休業などの要請に全面的に協力していただいた中小企業、個人事業主およびNPO法人など

支給額 50万円（2店舗以上有する事業者は100万円）

申請期間 7月17日（金）まで

申請方法

①オンライン提出：感染拡大防止協力金ポータルサイトから



▲協力金申請オンライン提出

②郵送（東京都感染拡大防止協力金（第2回）申請受付へ）

③持参（都税事務所・支所へ）

申請書の配布 市役所1階案内

問合せ 東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター ☎03-5388-0567（土・日曜日、祝日を含む午前9時～午後7時）

羽村市商工会 緊急相談窓口

右記の給付金・協力金などの相談、申請サポートを行っています（要電話予約）。

問合せ 羽村市商工会 ☎555-6211

※詳しくは13ページをご覧ください。

国民健康保険
後期高齢者医療保険
介護保険

保険のお知らせ

各種申請は郵送でも受け付けています。
申請書などは市公式サイトからダウンロードすることができます。
詳しくは各担当に問い合わせてください。

国民健康保険税 納税通知書を送ります

7月上旬に国民健康保険税の納税通知書を世帯主宛てに送付します。納め忘れないようお願いいたします。税率などについては、同封する「令和2年度国民健康保険税のお知らせ」「国保ガイドブック」または市公式サイトを確認してください。保険税の計算方法など詳しくは、問い合わせてください。

限度額適用認定証の 有効期限は7月31日（金）まで

8月1日（土）から使える国民健康保険限度額適用認定証の申請を、7月20日（月）から受け付けます。引き続き認定証が必要な方は、申請してください。

※自動更新ではありません。注意してください。

※別世帯の方が申請する場合は、委任状などが必要です。

国民健康保険限度額適用認定証とは

医療費の自己負担が高額になった場合に提示すると、医療機関への支払いが一定の金額まで（年齢・所得区分により異なる）になります。認定証を受け取るには、事前の申請が必要です。申請した月から利用することができま

※保険税を滞納していると交付されない場合があります。

対象 70歳未満の方／70～74歳で住民税非課税の方／70～74歳のうち医療費3割負担で、課税標準額145万円～690万円未満の方

申請に必要なもの

(1)本人確認書類（運転免許証など）

(2)国民健康保険被保険者証

(3)マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカードなど）

(4)委任状（限度額適用認定証を必要とする方と別世帯の方が申請に来るとき）

高齢受給者証の 更新時期です

現在の国民健康保険高齢受給者証の有効期限は、7月31日（金）です。対象の方には、7月中に新しい受給者証を送付します。

■新しい受給者証の有効期間

8月1日（土）～令和3年7月31日（土）（1年間）

※令和3年7月31日までに75歳になる方は、75歳になる日の前日まで※これから70歳になる方には、誕生月の翌月（誕生日が1日の方は誕生月）から使える受給者証を、誕生月の末日（誕生日が1日の方は前月の末日）までに送付します。

※詳しくは、同封のパンフレットで確認するか、問い合わせください。

★新型コロナウイルス感染症に関連した保険税の減免などについて、6ページの「国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険共通 新型コロナウイルス感染症関連情報」に情報を掲載しています。確認してください。

あなたのアイデアを市政に 市長とトーク（タウンミーティング） 参加者募集

日時 7月21日（火）午後7時～9時

会場 東会館会議室

対象 市内在住・在勤の方

定員 6人（予約が必要です）

※予約に空きがある場合は、当日の午後8時20分まで、会場でも受け付けます。

※初めて参加する方を優先する場合があります。

※1人ずつ市長と話していただきます（1人15分程度）。

※団体の代表としてではなく、個人として参加してください。

※提案の内容によっては、後日回答する場合があります。

※秘密は固く守ります。安心して参加してください。

申込み・問合せ 事前に電話または直接、広報広聴課市民相談係 ☎540へ

国民健康保険

問合せ 市民課保険係 ☎125,128

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。